

鳥獣保護区の期間更新等について

1 鳥獣保護区

(1) 期間更新

No.	名称	区分	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
10	滑川 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	熊谷市、東松山市、 滑川町	802.0	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで	
13	矢岳 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	秩父市	790.0	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで	
41	久喜菖蒲公園 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	久喜市	40.0	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで	
52	さきたま古墳公園 鳥獣保護区	集団渡来地	行田市	494.9	令和元年11月1日から 令和11年10月31日まで	
合計			4 か所	2,126.9		

令和元年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、新たな存続期間を令和元年11月1日から令和11年10月31日までとする。

2 特定猟具使用禁止区域（銃）

（1）期間更新

No.	名称	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
9	埼玉カントリー 特定猟具使用禁止区域（銃）	毛呂山町	246.0	無期限	
18	皆野町 特定猟具使用禁止区域（銃）	皆野町	303.8	無期限	
22	小川 特定猟具使用禁止区域（銃）	小川町	950.5	無期限	
39	坂東大橋 特定猟具使用禁止区域（銃）	本庄市	258.0	無期限	
88	寄居 特定猟具使用禁止区域（銃）	寄居町	442.9	無期限	
89	滝沢ダム 特定猟具使用禁止区域（銃）	秩父市	960.5	無期限	
90	西ノ入 特定猟具使用禁止区域（銃）	寄居町	40.0	無期限	
91	花園 特定猟具使用禁止区域（銃）	深谷市	646.3	無期限	
92	妻沼福川 特定猟具使用禁止区域（銃）	行田市、熊谷市	308.5	無期限	
120	老袋 特定猟具使用禁止区域（銃）	川越市	85.0	無期限	
121	菅間 特定猟具使用禁止区域（銃）	川越市、川島町	495.8	無期限	
122	町屋新田 特定猟具使用禁止区域（銃）	加須市	121.4	無期限	
123	三箇 特定猟具使用禁止区域（銃）	久喜市	575.0	無期限	
	合計	13 箇所	5,433.7		

令和元年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、存続期間を無期限とするものである。

(2) 区域変更

No.	名称	所在地	面積 (ha)			存続期間	備考
			変更前	変更	変更後		
68	行田 特定猟具使用禁止区域 (銃)	行田市	2,550.0	444.8	2,994.8	平成26年11月1日から 令和6年10月31日まで	
	合計	1 か所	2,550.0	444.8	2,994.8		